

■市の申告会場に関する注意事項

- ・合志庁舎では2月26日から3月7日まで受け付けができません。
- ・決められた時間以外での受け付けはできません。時間まで番号順にお待ちいただきます。
- ・申告はできるだけ地区指定日をお願いします。地区指定なしで受け付けを行なう日は、毎年大変混雑し、長時間お待ちをさせる場合もあります。時間に余裕を持ってお越しください。
- ・申告会場は全て午前8時30分頃に開場し、番号札も同じ時間から用意しますのでご注意ください。

■市の申告会場では受け付けることができない申告

- 以下の所得などがある人の申告は、市の申告会場では受け付けることができませんので、税務署での申告をお願いします。詳しくは税務署にお問い合わせください。
- ・青色申告、消費税、贈与税の申告
  - ・譲渡所得の申告
  - ・免税所得がある場合の申告
  - ・配当、FX取引などによる所得がある場合の申告
  - ・先物取引所得がある場合の申告
  - ・住宅借入金等特別控除で、住宅取得に際し贈与を受けた場合の申告

■申告会場の日程

受付時間	全会場共通 午前9時～11時 午後1時から4時					
	合志庁舎	泉ヶ丘支所	西合志庁舎		須屋市民センター	
	地区名	地区名	地区名		地区名	
会場			午前	午後	午前	午後
2月17日(月)	出分 新古閑 上古閑 御領				榎ノ本	黒石九州沖縄農研
2月18日(火)	野村 横町 竹迫住宅 合志中央団地				東須屋	南陽
2月19日(水)	上町 日向 新迫 下町				新開	新開陽光台
2月20日(木)	二子 油古閑 原口 原口下				県営住宅 堀川 南須屋	須屋
2月21日(金)	上庄				西須屋団地	須屋
2月24日(月)	平島 鹿水 栄住宅 山下団地				須屋	
2月25日(火)	新栄温泉団地 中林 後川辺 栄温泉団地				上須屋	
2月26日(水)		群 桜路 桜和の丘			上須屋	黒石団地
2月27日(木)		黒石原 西沖住宅			黒石団地	
2月28日(金)		泉ヶ丘	御代志	御代志南原住宅		
3月3日(月)		雇用促進住宅 笹原	若原			
3月4日(火)		すずかけ台	大池 東大池	木原野 ユトリック団地		
3月5日(水)		沖野台 永江団地	外園 湯之端 くぬぎヶ丘団地	中尾 芝原 東		
3月6日(木)		武蔵野台	城 上生 北	本村 辻		
3月7日(金)		杉並台	小合志 小池	高木 江良 合生住宅		
3月10日(月)			灰塚 黒松 辻久保	弘生 生坪 立割 桑木鶴団地		
3月11日(火)						
3月12日(水)						
3月13日(木)						
3月14日(金)						
3月17日(月)						

2/26～3/7の間は合志庁舎での受け付けはしていません。

須屋市民センターの駐車場は、建物右奥のグラウンドをご利用ください。

●問い合わせ先 税務課（合志庁舎） ☎248-1114

# 確定申告・市県民税申告はお早めに 2月17日(月)～ 3月17日(月)

平成25年分の所得税の確定申告は2月17日(月)から3月17日(月)までとなっています。例年、申告期限前は窓口が混雑しますので、申告が必要な人は必要書類などを事前に確認し、余裕を持ってお早めに申告を行なってください。なお、確定申告期間中、市役所では申告会場を開設しています。

■確定申告が必要な人

- ・給与収入が2千万円を超える人
- ・2カ所以上の事業所からの給与がある人
- ・給与所得があり、給与以外の所得が20万円を超える人
- ・土地や建物などの譲渡所得がある人
- ・生命保険（死亡・満期）受け取りによる所得がある人など

■市県民税申告が必要な人

- 平成26年1月1日現在で本市に住所があり次に該当する人
- ・平成25年中に所得税はかからないが、何らかの収入があった人
  - ・平成25年中に収入がなかった人
  - ・障害年金や遺族年金、傷病手当のみの給付を受けている人
  - ・市外の人（単身赴任などの人）の扶養となっている人など
- ※ただし、次の場合を除きます。
- ・確定申告書を税務署に提出する人
  - ・給与所得のみで年末調整が済んだ人
  - ・市内に住所のある親族の扶養になっている人

■申告に必要な主なもの

- ・給与や公的年金の源泉徴収票、支払調書（原本）
  - ・社会保険料控除証明書（国民年金、任意継続保険など）
  - ・保険料などの控除証明書（生命保険・個人年金・地震保険）
  - ・農業、営業、不動産などの所得がある人は収内訳書（収入金額と必要経費を記載したもの）
  - ・印鑑（認印で可）
  - ・本人名義の口座番号が分かるもの（通帳など）
  - ・税務署から申告書が送付されている人はその申告書
  - ・医療費控除関係（領収書（原本）、高額療養費や保険会社からの給付金額が分かるもの）
- ※あらかじめ領収書の金額を申告する人ごとに集計を済ませておいてください。集計していないと受け付けることができません。

■申告をしないままでいると

平成25年中の所得の確定ができないため、保育園入園・公営住宅入居などの手続きに必要な各種証明書（所得証明書・課税証明書など）が発行できなくなることがあります。また、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の適正な算定ができません。

## 菊池税務署からのお知らせ

■確定申告受付日程（菊池税務署）

期 日	2月17日(月)～3月17日(月) (土・日を除く)
時 間	午前9時～午後4時
会 場	菊池税務署 〒861-1393 菊池市隈府 874-1
問い合わせ先	菊池税務署（代表・総務課） ☎0968-25-2121

贈与税の申告 3月17日(月)まで  
消費税の申告 3月31日(月)まで

■無料相談会

南九州税理士会菊池支部による無料相談会を行います。

期 間	2月6日(木)～14日(金) (土・日・祝日を除く)
場 所	菊池税務署

■確定申告書は国税庁ホームページで作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書が自宅で作成することができます。詳細はホームページをご覧ください。

国税庁 <http://www.nta.go.jp>  
e-Tax <http://www.e-tax.nta.go.jp>

## 菊池税務署案内図



## 年金所得者の確定申告

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書の提出は不要となっています。

※この場合であっても、医療費控除などによる所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することはできます。

※所得税の確定申告書の提出を必要としない場合でも、社会保険料控除を受けるなど市県民税の申告が必要となる場合があります。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。菊池税務署にお問い合わせください。